

## 一般財団法人 GRI 財団における研究者等の行動規範

一般財団法人 GRI 財団（以下「財団」という。）において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範をここに定める。

### （研究者の責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するという責任を有する。

### （研究者の行動）

- 2 研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

### （自己の研鑽）

- 3 研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

### （説明と公開）

- 4 研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

### （研究活動）

- 5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

### （研究環境の整備）

- 6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・

維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。

(法令の遵守)

- 7 研究者は、研究の実施に関しては、法令や関係規則を遵守し、かつ公的研究費の使用等に関するルールを遵守するとともに、公的研究費を研究計画から逸脱した目的に使用してはならない。

(他者との関係)

- 8 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

- 9 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性別、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 10 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責任)

- 11 事務職員等、研究者の研究活動を支援する者は、本規範の趣旨に沿った研究活動の展開と研究支援環境整備の高度化との共進的な推進に邁進する。特に研究費の管理においては不正行為を為さず、また加担しないことはもとより、不正行為の防止と適正な管理に努める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 この改正は、令和 5 年 7 月 1 日から実施する。